

五條市ネーミングライツ事業実施要綱

令和6年9月27日

告示第168号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「ネーミングライツ」とは、本市の施設、イベント等(以下「施設等」という。)に愛称を付与する権利をいう。

(2)「ネーミングライツ事業」とは、契約により本市が法人その他の団体(以下「事業者」という。)に対しネーミングライツを設定し、その対価を得る事業をいう。

(3)「ネーミングライツパートナー」とは、本市とネーミングライツ事業の契約をした事業者をいう。

(4)「ネーミングライツ料」とは、第2号に規定する対価をいう。

(ネーミングライツパートナーの要件)

第3条 業種又は事業者が五條市広告掲載基準(平成20年1月五條市告示第2号)第2条の規定に該当する場合は、ネーミングライツパートナーの対象としない。

(愛称の表記)

第4条 五條市広告掲載要綱(平成20年1月五條市告示第1号)第3条及び五條市広告掲載基準第3条の規定は、ネーミングライツ事業に係る愛称の表記について準用する。

(施設等を特定した実施)

第5条 ネーミングライツ事業は、施設等ごとに募集方法、ネーミングライツ料、ネーミングライツパートナーの選定方法その他必要な事項を定めて実施するものとする。

2 ネーミングライツパートナー及び愛称の選定は、五條市広告審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て行うものとする。

(事業者からの提案による実施)

第6条 前条に定めるもののほか、ネーミングライツ事業を実施する施設等を特定する

ことなく、事業者からネーミングライツ事業に係る提案(すでにネーミングライツ事業を実施している施設等及び別に定める施設等に係るものを除く。)を受け付けることができる。

- 2 前項の提案があった場合において、審査会による審査を経た上で、その提案が適当であると認めるときは、当該提案をした事業者をネーミングライツパートナーにしたネーミングライツ事業を実施することができる。
- 3 前項に規定する審査会による審査を経た上で、公募によりネーミングライツ事業を実施することが適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、前条の規定によりネーミングライツ事業を実施することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。